

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第91期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社ニレコ
【英訳名】	NIRECO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保田 寿治
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地4
【電話番号】	042-642-3111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 碓 光司
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市石川町2951番地4
【電話番号】	042-642-3111
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門長 碓 光司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第1四半期連結 累計期間	第91期 第1四半期連結 累計期間	第90期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (千円)	1,434,013	1,509,615	7,472,123
経常利益 (千円)	54,600	19,563	686,265
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	36,025	12,354	476,295
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	146,885	52,685	314,293
純資産額 (千円)	11,282,102	11,282,968	11,398,132
総資産額 (千円)	13,316,022	13,034,108	13,221,551
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.00	1.70	65.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.96	1.68	65.34
自己資本比率 (%)	83.9	85.8	85.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、中国の景気減速の継続や英国のEU離脱による欧州経済への影響懸念から、先行き不透明な状況が続きました。また、わが国経済は、個人消費や設備投資の停滞により、予断を許さない状況で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要取引先であります鉄鋼業、化学工業、印刷業、紙加工業、電子部材メーカーなどの設備投資に向けた動きについても、不透明な景気動向を見据えて慎重なものとなりました。

このような情勢の下、当社グループは、引き続きいかなる環境下においても成長できる経営の実現を目指し、付加価値の高い製品・サービスの提供により顧客の抱える課題を解決するソリューション型ビジネスモデルへの変革に取り組んできました。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績につきましては、売上高1,509百万円（前年同期比105.3%）、営業利益10百万円（前年同期比29.5%）、経常利益19百万円（前年同期比35.8%）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は12百万円（前年同期比34.3%）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### プロセス事業

当事業の主要取引先であります国内鉄鋼メーカーは、戦略的観点から海外新規設備投資に注力する一方、国内生産体制再構築のために老朽設備の修理や更新も積極的に進めました。また、海外鉄鋼メーカーは、一部高級鋼材メーカーを除き設備投資に向けた動きは限られたものとなりました。このような状況の下、当社グループは、国内鉄鋼メーカーに対し、老朽設備の修理、更新、部品販売といったメンテナンス需要の獲得に注力するとともに、鉄鋼製品の品質と生産効率の向上につながる製品の積極的な提案に努めました。また、海外鉄鋼メーカーに対し、ASEAN諸国を中心とした高級鋼材メーカーへ向けて、国内での長年にわたる実績をアピールすることにより新規需要の開拓に注力しました。

その結果、当事業の売上高は576百万円（前年同期比119.6%）、セグメント利益は74百万円（前年同期比72.1%）となりました。

#### ウェブ事業

当事業の主要取引先であります高機能フィルム業界は、フラットパネルディスプレイ向け電子部材関連の設備投資に慎重な傾向が続きました。もう一方の主要取引先であります印刷業界は、商業印刷市場の縮小に伴い、設備投資についても引き続き厳しい環境となりました。このような状況の下、当社グループは、高機能フィルム業界並びに印刷業界の中でも需要の安定した軟包装や特殊印刷市場へ向けて、パターン認識技術を応用した耳端位置制御装置の新製品の販売、修理・部品販売等のメンテナンス需要の獲得に注力しました。

その結果、当事業の売上高は644百万円（前年同期比103.9%）、セグメント利益は103百万円（前年同期比182.1%）となりました。

#### 検査機事業

当事業の主要製品であります無地検査装置は、フラットパネルディスプレイや二次電池等の電子部材関連設備投資を主な対象に、引き続き豊富な製品ラインアップによる提案を進めました。

もう一つの主要製品であります選果装置は、国内老朽設備の更新需要を捉えることに加え、海外の新たなニーズの獲得に注力しました。

その結果、当事業の売上高は282百万円（前年同期比86.7%）、セグメント損失は16百万円（前年同期はセグメント利益16百万円）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は84百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の内容に重要な変更はありません。

#### (4) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,400,000
計	39,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,205,249	9,205,249	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	9,205,249	9,205,249	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月27日定時株主総会決議

平成28年5月30日取締役会決議

決議年月日	平成28年5月30日
新株予約権の数(個)	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注1)
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月21日 至 平成48年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使期間内において、取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。上記にかかわらず、新株予約権者が平成48年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合は、平成48年5月1日から平成48年5月31日まで行使できるものとする。新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注2) 組織再編成を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編後払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権の行使期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	-	9,205,249	-	3,072,352	-	4,124,646

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,813,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,390,300	73,903	-
単元未満株式	普通株式 1,349	-	-
発行済株式総数	9,205,249	-	-
総株主の議決権	-	73,903	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」により日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「従業員持株ESOP信託口」といいます。)が所有する当社株式121,300株(議決権1,213個)が含まれております。なお、従業員持株ESOP信託口が当第1四半期会計期間末日現在で、当社株式を111,800株(議決権1,118個)所有しております。これは、平成28年6月30日までに従業員持株ESOP信託口から従業員持株会へ譲渡した9,500株を差し引いたものであります。

2. 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニレコ	東京都八王子市 石川町2951番地4	1,813,600	-	1,813,600	19.70
計	-	1,813,600	-	1,813,600	19.70

(注) 上記のほか、平成28年6月30日現在の四半期連結財務諸表において、自己株式として認識している当社株式が111,800株あります。これは、前記「発行済株式」に記載の従業員持株ESOP信託口について、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理をおこなっており、自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,485,235	4,574,502
受取手形及び売掛金	2,909,710	2,657,885
有価証券	31,317	28,770
商品及び製品	1,074,256	1,202,801
仕掛品	497,029	402,674
原材料及び貯蔵品	439,841	482,814
繰延税金資産	160,382	160,933
その他	181,994	132,327
貸倒引当金	23,713	22,264
流動資産合計	9,756,053	9,620,446
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,365,292	1,340,354
機械装置及び運搬具(純額)	65,823	67,152
工具、器具及び備品(純額)	52,136	56,117
土地	644,942	644,942
建設仮勘定	1,151	-
有形固定資産合計	2,129,346	2,108,566
無形固定資産		
リース資産	67,184	59,100
その他	17,289	19,773
無形固定資産合計	84,473	78,873
投資その他の資産		
投資有価証券	979,546	926,010
長期貸付金	164,820	160,774
繰延税金資産	-	10,076
破産更生債権等	18,704	18,704
その他	149,148	168,647
貸倒引当金	60,544	57,992
投資その他の資産合計	1,251,676	1,226,221
固定資産合計	3,465,497	3,413,661
資産合計	13,221,551	13,034,108

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	337,160	269,801
1年内返済予定の長期借入金	151,988	151,988
リース債務	31,935	31,244
未払費用	374,917	531,169
未払法人税等	154,141	15,428
未払消費税等	22,857	45,894
役員賞与引当金	15,000	3,750
工事損失引当金	64,106	33,535
その他	211,392	281,744
流動負債合計	1,363,501	1,364,557
固定負債		
長期借入金	356,026	310,029
リース債務	36,112	28,654
役員退職慰労引当金	18,842	6,471
退職給付に係る負債	38,827	41,427
繰延税金負債	10,109	-
固定負債合計	459,917	386,582
負債合計	1,823,418	1,751,139
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,072,352	3,072,352
資本剰余金	4,124,646	4,124,646
利益剰余金	5,383,472	5,318,835
自己株式	1,291,970	1,270,531
株主資本合計	11,288,501	11,245,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,350	15,282
為替換算調整勘定	96,331	67,642
退職給付に係る調整累計額	131,253	115,319
その他の包括利益累計額合計	5,572	62,959
新株予約権	28,189	21,263
非支配株主持分	87,013	79,360
純資産合計	11,398,132	11,282,968
負債純資産合計	13,221,551	13,034,108

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	1,434,013	1,509,615
売上原価	898,813	1,004,856
売上総利益	535,200	504,758
販売費及び一般管理費	498,157	493,846
営業利益	37,042	10,912
営業外収益		
受取利息	3,755	3,289
受取配当金	9,709	11,143
補助金収入	14,000	-
その他	7,601	6,639
営業外収益合計	35,065	21,071
営業外費用		
支払利息	1,441	1,173
為替差損	-	4,697
固定資産圧縮損	14,000	-
環境対策費	-	4,740
その他	2,065	1,810
営業外費用合計	17,507	12,421
経常利益	54,600	19,563
税金等調整前四半期純利益	54,600	19,563
法人税等	20,054	10,368
四半期純利益	34,546	9,194
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	1,479	3,159
親会社株主に帰属する四半期純利益	36,025	12,354

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	34,546	9,194
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	102,590	44,632
繰延ヘッジ損益	569	-
為替換算調整勘定	4,939	33,181
退職給付に係る調整額	5,377	15,934
その他の包括利益合計	112,338	61,879
四半期包括利益	146,885	52,685
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	148,331	45,032
非支配株主に係る四半期包括利益	1,445	7,652

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間より適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	230,184千円	226,335千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	43,400千円	45,956千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	73,790	10	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(注)平成27年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」が保有する当社株式に対する配当金1,730千円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	73,915	10	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

(注)平成28年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」が保有する当社株式に対する配当金1,213千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	プロセス 事業	ウェブ 事業	検査機 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	482,365	620,541	325,396	1,428,302	5,711	1,434,013	-	1,434,013
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	482,365	620,541	325,396	1,428,302	5,711	1,434,013	-	1,434,013
セグメント利益 又は損失( )	103,809	56,973	16,293	177,075	11	177,064	140,022	37,042

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械部品製作事業、電子機器組立事業などを含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 140,022千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	プロセス 事業	ウェブ 事業	検査機 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	576,894	644,917	282,153	1,503,964	5,651	1,509,615	-	1,509,615
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	576,894	644,917	282,153	1,503,964	5,651	1,509,615	-	1,509,615
セグメント利益 又は損失( )	74,882	103,755	16,900	161,737	124	161,613	150,701	10,912

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械部品製作事業、電子機器組立事業などを含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 150,701千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5.00円	1.70円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	36,025	12,354
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	36,025	12,354
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,209	7,274
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.96円	1.68円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	54	65
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)「従業員持株会信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第1四半期連結累計期間170,443株、当第1四半期連結累計期間117,889株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月12日

株式会社ニレコ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊地 哲 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 秀敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニレコの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニレコ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。